

和十年二月一日生まれで昭和六十年三月三十一日勸奨で退職した。従つて、この者の支給開始年齢は、勸奨退職であるから、五十六歳からであり減額退職年金はその十年前から選択できるの五十歳である退職時は、当然選択できるわけである。算定式Ⅳにより事例のとおり退職時の退職年金の額から二十四パーセント減じた額が減額退職年金としてその者が死亡するまで支給されることになる。

## 二、共済年金改革の方向

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性のある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付の適正化を図るとともに地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講ずる必要がある。これが、共済年金改革法案の提案理由である。

また、国民年金、厚生年金保険法改正もすでに成立し、昭和六十一年四月から移行されるが、共済年金制度についても、全国民に共通の基礎年金（新国民年金）を導入し、この上に報酬比例年金（厚生年金相当）、更に職域年金の三階建ての年金に設計され、昭和六十一年四月から経過措置を設けて二十年後の昭和八十一年までには完全に移行されることになる。

表5 支給開始年齢の経過措置

昭和61年4月1日から昭和61年6月30日までの間に退職した者 又は昭和5年7月1日以前に生れた者	56歳
昭和61年7月1日から昭和64年6月30日までの間に退職した者 又は昭和5年7月2日から昭和7年7月1日までの間に生れた者	57歳
昭和64年7月1日から昭和67年6月30日までの間に退職した者 又は昭和7年7月2日から昭和9年7月1日までの間に生れた者	58歳
昭和67年7月1日から昭和70年6月30日までの間に退職した者 又は昭和9年7月2日から昭和11年7月1日までの間に生れた者	59歳
昭和70年7月1日以後退職した者 又は昭和11年7月2日以後に生れた者	60歳

制度改革案の内容  
 (一) 組合員期間の計算  
 組合員期間は月単位で計算する。  
 (二) 共済年金の種類  
 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金  
 (三) 共済年金算定の基準となる給料等  
 給料月額×補正率の全期間平均  
 ただし、施行日前の組合員の組合員期間については、施行日前五年間において掛金の標準となつた給料の平均額に補正率を乗じて得た額  
 (四) 共済年金の支給開始年齢  
 六十五歳から支給であるが表五のと

表6 受給資格期間の経過措置

昭和27年4月1日以前に生れた者	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生れた者	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生れた者	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生れた者	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生れた者	24年
昭和31年4月2日以後生れた者	25年

(イ)の額の合算額とすること。  
 (ア)平均給料月額を千分の七・五に組合員期間の月数を乗じて得た額  
 なお、千分の七・五については、施行日において五十九歳以上の者にあつては千分の十とし、四十歳未満の者に

おり経過措置がある。  
 ただし、退職年月の退職は勸奨退職に限られる。  
 (五)退職共済年金  
 ア、退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職したとき、又は六十五歳に達した後に退職したときに支給する。  
 なお、受給資格期間の二十五年については、施行日における年齢に応じて二十年から二十五年とする等表六のとおり経過措置がある。

表7 基礎年金部分の計算単価と退職共済年金の支給乗率

生年月日 (昭和)	施行時の年齢	基礎年金部分 の計算単価	報酬比例年金 の支給乗率	職域年金の 支給乗率
2.4.1まで	59以上	2,400円	10/1000	0.5/1000
6.4.1まで	55	2,106	9.44	0.80
11.4.1まで	50	1,790	8.79	1.09
16.4.1まで	45	1,520	8.18	1.30
21.4.1まで	40	1,291	7.61	1.47
21.4.2以降	40未満	1,250	7.5	1.50

(注) 年齢は5歳きざみとした。

あつては千分の七・五となるよう、施行日における年齢に応じた経過措置がある。表七の報酬比例部分による。  
 (イ)平均給料月額を千分の一・五に組合員期間二十五年（施行日において三十四歳以上の者にあつては二十年とし三十歳未満の者にあつては二十五年となるよう、施行日における年齢に応じて経過措置）未満のときは、その二分の一に組合員期間の月数を乗じて得た額  
 なお、千分の一・五については、施行日において五十九歳以上の者にあつては千分の〇・五とし、四十歳未満の者にあつては千分の一・五となるよう施行日における年齢に応じた経過措置